

介護保険料の納付期限を延長します！

神在地区全域、昭和地区全域、清音地区全域、にお住まいの方の
平成30年度の介護保険料の納付期限を1ヵ月延長します。

延長後の納期限		
第1期	平成30年	8月31日
第2期	平成30年10月	1日
第3期	平成30年10月	31日
第4期	平成30年11月	30日
第5期	平成30年12月	25日
第6期	平成31年	1月31日
第7期	平成31年	2月28日
第8期	平成31年	4月1日

【お知らせ】

◎居住していた住宅が「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」、「床上浸水」の被害を受けた方等は、介護保険料が減免になる場合があります。

詳細な基準、手続きの方法等は別途お知らせします。

◎減免の対象にならない方で、納期限までに納付が難しい場合は、個別にご相談ください。

◎口座振替の方は、延長後の納期限の日に口座から引き落としとなります。

◎既に納付済みの場合は、行き違いで納付書が届いていますので、二重払いにご注意ください。

お問い合わせ先

長寿介護課 介護保険係 (0866) - 92 - 8369